

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	株式会社ヴィア・ホールディングス
【英訳名】	VIA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大場 典彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都文京区関口一丁目43番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長大場典彦は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成するものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の2/3を上回る4事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「仕入高」「人件費」を選定し、当該勘定科目に関わる業務プロセスを評価の対象としております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

当社は、平成25年12月、過去の会計処理（税効果等）に誤謬があることが判明し、過年度の有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書を提出するとともに、その原因が内部統制の不備にあると判断し、内部統制報告書の訂正報告書を提出しました。

内部統制報告書の訂正報告書に記載した内部統制の不備は以下のとおりです。

〔内部統制の不備〕

当社の会計処理の基準となる経理マニュアルには、税効果会計に関する記載が原則的処理方法のみで、減損損失や資産除去債務の回収可能性の判断方法についてまでは記載しておらず不十分であった

会計基準の新設、変更や会計処理の変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスが不明確であった。

経理担当者、経理責任者には、繰延税金資産の回収可能性に関する留意点を含めて知識不足が生じ、知識を常にアップデートする仕組みがなかった。

これに対し、当社は、再発防止策を以下のとおり実施したことにより、当事業年度末時点において、内部統制の不備は是正されたものと判断いたしました。

〔再発防止策〕

マニュアル類の充実

決算処理を適正かつ組織的に行うため、基礎となる経理マニュアルに税効果会計に関する必要事項をより詳細に記載するとともに、マニュアルの有効性を確保するための定期見直しをルール化。

会計基準の新設、変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスの明確化

会計基準の新設、変更等の情報の入手から、当社の会計処理への影響の検討を経て会計処理の変更を決定する一連の手続きのルール化とその運用。

経理部門のスキル向上策の実施

ＯＪＴ及び外部研修の受講等経理部門のスキルアップに資する施策の充実を図るとともに、当該施策を織り込んだ年度計画を策定。

5 【特記事項】

該当事項はありません。